

東京農工大学大学基金への寄附に係る税法上の優遇措置のご案内

国立大学法人東京農工大学

本学基金へのご寄附に対しましては、税法上の優遇措置が受けられます。

【法人からのご寄附の場合】

○法人税の損金算入（法人税法第37条第3項第2号）

当該寄附金の額を全額損金算入することができます。

【個人からのご寄附の場合】

○所得税の寄附金控除（所得税法第78条第2項第2号）

寄附金額から2千円を引いた額が、所得税の課税所得から控除されます。

○個人住民税の寄附金税額控除（地方税法第37条の2、第314条の7）

寄附をされた翌年の1月1日現在に東京都府中市、東京都小金井市、東京都八王子市、東京都（府中市・小金井市・八王子市以外の区市町村）にお住まいの方は、以下のとおり都民税又は市民税が控除されます。（対象となる寄附金額は、所得金額の30%が上限となります。）

・東京都府中市、東京都小金井市又は東京都八王子市にお住まいの方

以下のとおり都民税と市民税が控除されます。

都民税控除相当額＝（寄附金額－2千円）×4%

市民税控除相当額＝（寄附金額－2千円）×6%

・東京都（府中市・小金井市・八王子市以外の区市町村）にお住まいの方

以下のとおり都民税が控除されます。

都民税控除相当額＝（寄附金額－2千円）×4%

※住民税（市区町村税）控除が受けられるかどうかは、お住まいの区市町村の住民税担当部署へお問い合わせ下さい。

※東京都以外にお住まいの方は、それぞれの道府県・市町村により取扱いが異なりますのでお住まいの道府県・市町村の住民税担当部署へお問い合わせ下さい。

【優遇措置を受けるための手続きについて】

所得税の確定申告書を所轄の税務署へ提出を行うことにより、「所得税の寄附金控除」及び「住民税の寄附金税額控除」の双方の適用が受けられます。

なお、所得税の確定申告書を提出されない給与所得者又は年金所得者で、「住民税の寄附金税額控除」の適用のみを受けようとする方は、寄附をされた翌年の1月1日現在にお住まいの市区町村へ申告を行って下さい。

いずれの場合も「本学が発行する領収証」が必要となりますので、ご注意願います。

・ゆうちょ銀行・郵便局でお振込み頂いた方

本学大学基金の専用振込用紙にてお振込みをされた際に受け取られる「振替払込請求書兼受領証」の裏面が「本学が発行する領収証」になりますので、大切に保管して下さい。

・三菱東京UFJ銀行でお振込み頂いた方

本学大学基金の専用振込用紙にてお振込みをされた際に受け取られる「銀行用振込金受領証」が「本学が発行する領収証」になりますので、大切に保管して下さい。